一般社団法人箱根町シルバー人材センター定款

第一章 総 則

（名　称）

第１条　この法人は、一般社団法人箱根町シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

（主たる事務所）

第２条　センターは、主たる事務所を神奈川県足柄下郡箱根町に置く。

（目　的）

第３条　センターは、働く意欲のある定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第３８条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る就業の機会を確保し、組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、就業の機会の確保し、及び組織的に提供する

（2）臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う

（3）高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習等を行う

（4）高齢者の就業に関する情報の収集および提供を行う

（5）高齢者の就業に関する就業機会創造のための調査研究を行う

（6）高齢者の就業に関する相談と支援を行う

（7）その他、センターの目的を達成するために必要な事業を行う

２　前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

（公　告）

第５条　センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第二章　会 員

（種　別）

第６条　センターの会員は、次の３種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員会員とする。

（１）正 会 員　箱根町に居住する原則として 60 歳以上の働く意欲と体力のある者で、センターの目的に賛同して入会した者

（２）特別会員　センターに功労のあった人及び理事長がセンターの事業運営に必要と認めて推薦し、理事会の承認を得た者

（３）賛助会員　箱根町に住所又は事務所を有する個人又は団体で、センターの目的に賛同し、事業に協力するもので、理事会の承認を得た者

（入　会）

第７条　正会員、特別会員及び賛助会員としてセンターに入会しようとする者は、センター所定の入会申込書を理事長に提出し、承認を得なければならない。

２　理事長は、前項の規定により承認したときは、理事会においてこれを報告しなければならない。

（会員の資格喪失）

第８条　正会員・特別会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会したとき

（２）箱根町に居住しなくなったとき

（３）成年被後見人又は被保佐人になったとき

（４）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又はセンターが解散したとき

（５）除名されたとき

（６）箱根町暴力団排除条例（平成２３年箱根町条例１２号）第２条第２号から第５号に該当する者である場合。

（退　会）

第９条　正会員・特別会員及び賛助会員は、理事会が定める退会届を提出して、いつでも退会することができる。

（除　名）

第１０条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、

除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）センターの定款又は規則に違反したとき

（2）センターの名誉を著しく棄損し、又はセンターの目的に反する行為をしたとき

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき

2　前項により除名が決議されたときは、その会員に対して通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第１１条　会員が第８条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2　センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第三章　総 会

（権　限）

第12条　総会は次の事項について決議する。

（1）役員の選任又は解任

（2）役員の報酬等の額の決定又は役員の報酬等の支給の基準

（3）役員の賠償責任の免除

（4）定款の変更

（5）各事業年度の事業報告及び決算の承認

（6）会員の除名

（7）解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

（8）前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（種別及び開催）

第13条　センターの総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。

2　定時総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。

3　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）理事会において開催の決議がされたとき

（2）正会員及び特別会員総数の10分の１以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき

（招　集）

第１４条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　理事長は、前条第3項第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
３　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに各会員に対して通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が、書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

（議　長）
第１５条　総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

（議決権）
第１６条　総会における議決権は、正会員及び特別会員１名につき１個とする。

（定足数）
第１７条　総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（決　議）
第１８条　総会の決議は、一般法人法第49条第２項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　前項前段の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることはできない。

（書面議決等）
第１９条　やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
２　前項の場合における第１８条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

（議事録）
第20条　総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。
２　前項の議事録に議長及び出席した代表理事が記名押印して、10年間センターの主たる事務所に備え置くものとする。

第四章　役 員

（役員の設置）

第２１条　センターに、次の役員を置く。

（1）理　事　３名以上１０名以内

（2）監　事　2名以内

２　理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

３　前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２２条　役員は、総会の決議によって会員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、会員以外の人から選任することを妨げない。

２　理事長及び副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

３　監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

２　理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

４　常務理事は、センターの業務を分担執行し、事務局長を兼ねることができる。

５　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２４条　監事は、総会及び理事会に出席し、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況を調査することができる。

３　前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般法人法で定めるところによる。

（役員の任期）

第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
３　役員は、辞任又は任期満了後において定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（役員の解任）
第２６条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員及び特別会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。
（1）心身の故障により職務の執行に耐えられないと認められるとき
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

（報酬等及び費用）
第２７条　役員には、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬等を支給することができる。
２ 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
３ 前２項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

（取引の制限）
第２８条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
（１）自己または第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
（２）自己または第三者のためにするセンターとの取引
（３）センターがその理事の債務を保証すること、その他理事以外のものとの間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（役員の責任の一部免除）
第２９条　センターは、役員の一般法人法第１１１条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第五章　理事会

（構　成）

第３０条　センターに理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第31条　　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

（２）規程の制定、変更及び廃止（役員の報酬等及び費用に関する規定を除く。）に関する事項

（３）各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

（４）前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定

（５）理事の職務の執行の監督

（６）理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（７）従たる事務所、その他重要な組織の設置、変更及び廃止

（開　催）

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めたとき

（2）理事の3分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

（招　集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を示して、開催の３日前までに文章をもって通知しなければならない。

３　理事長は、前条第２号の場合には、請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

（議　長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第35条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

（決　議）

第36条　理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（決議の省略）

第37条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）

第３８条　理事会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章　資産、事業計画等

（資産の構成）

第３９条　センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（1）設立時当初の財産目録に記載された財産

（2）補助金

（3）寄附金品

（4）事業に伴う収入

（5）資産から生じる収入

（6）その他の収入

（資産の管理）

第４０条　資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の決議を経て別に定める。

（事業年度）

第41条　センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第42条　センターの事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。

２　理事長は、理事会の決議を経て、収支予算成立の日まで、前年度の収支予算に準じて収入及び支出をすることができる。

３　前項の収入及び支出は、新たに成立した収支予算の収入及び支出とみなす。

４　理事長は、第1項の事業計画または収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

（事業報告及び決算）

第43条　センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）財産目録

第七章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条　この定款は、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

（解　散）

第45条　センターは、一般法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第46条　センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄付するものとする。

第八章　事務局

（事務局）

第47条　センターの事務を処理するため事務局を置く。

2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第九章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第４８条　センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

（個人情報の保護）

第４９条　センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第10章　附　則

（委　任）

第50条　この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（最初の事業年度）

第51条　センターの設立初年度は、センターの成立の日から平成25年3月31日までとする。

（設立時役員）

第52条　センター設立時役員は、箱根町生きがい事業団の解散及びセンターの設立の総会において、選任するものとする。

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第53条　センターの設立時社員の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりとする。

	氏　名	住　所
設立時社員	上野　治巳	神奈川県足柄下郡箱根町湯本704番地
設立時社員	勝俣　孝司	神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平１０９５番地の３
設立時役員	秋澤　　昇	神奈川県小田原市寿町４丁目１０番１号

（設立時代表理事）

第54条　この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選任する。

（設立初年度の事業計画等）

第55条　センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第42条第1項の規定に準ずるもの

とする。

付　則

１　この定款は、平成２４年5月2日から施行する

付　則

１　この定款は、平成２８年6月２０日から施行する

付　則

１　この定款は、平成２９年6月１２日から施行する

以上、一般社団法人箱根町シルバー人材センターの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年4月1日

設立時社員　　上　野　　治　巳　　㊞

設立時社員　　勝　俣　　孝　司　　㊞

設立時社員　　秋　澤　　昇　　㊞